

戸籍のまど

16月1日～30日

届出分(敬称略)

希望により掲載しない場合があります。また、表記は住民基本台帳を基にしています。「おへやみ」は、「ご遺族からの希望により、以前の「地区」「世帯主」を表記することがあります。

戸籍のまどでは、新生児と亡くなられた方の氏名・大字などを掲載していますが、不正使用や目的外使用防止の観点から、ホームページ上での掲載はいたしませんのでご了承ください。



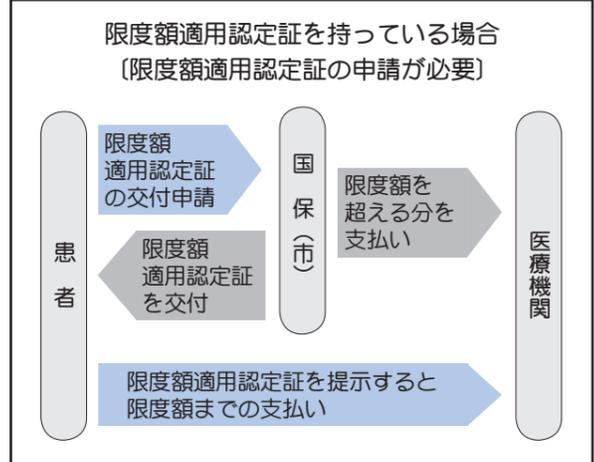
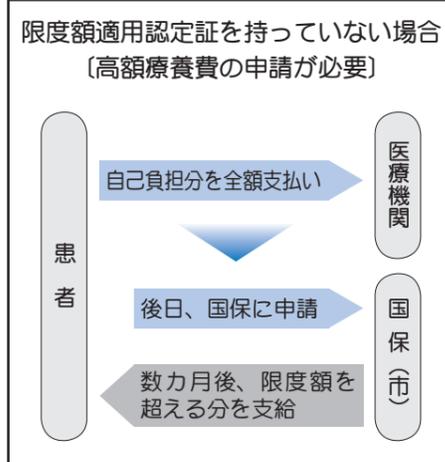
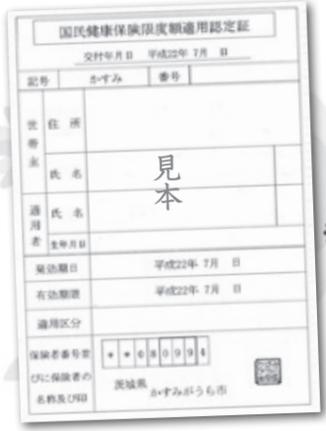
市のここが知りたい

第26回

このコーナーでは、市役所各課に寄せられた皆さまからの質問や提言に対して法律や市の制度などをお知らせします。

Q. 今度入院することになり、病院から「限度額適用認定証」を申請してくるように言われました。一体どういふものですか？

A. 医療機関窓口での入院費の支払いをあらかじめ自己負担限度額で済ませることが出来る証明書です。国保年金課で申請し、交付を受けることができます。



国 民健康保険に加入している人が医療機関にかかるとき、かかった医療費の1/3割を窓口で自己負担します。この窓口で支払った自己負担額が高額になったとき、定められた額を超えた分が払い戻される制度を「高額療養費」といいます。万一、大きな病気やけがをしたときなどに、負担を軽減してくれる制度です。

限 度額適用認定証は、入院した時、医療機関窓口での支払いを自己負担限度額までで済ませることが出来る制度です。交付を受けていけば高額療養費の請求をする必要がなく、一度に支払う金額も少なくて済みます。忘れずに交付を受けるようにしましょう。

た だし、外来や複数の医療機関への支払いで限度額を超える場合は、これまで通り後から申請して支給を受け取るかたちになります。自己負担限度額は所得区分によって異なります。また、国民健康保険税を滞納していると、限度額適用認定が受けられませんのでご注意ください。

問い合わせは 国保年金課 ☎内線 1142

8月は経済産業省主催の電気使用安全月間です!



有料広告欄

有料広告欄